令和5年6月22日

内閣総理大臣

岸田文雄　　殿

法人の名称　公益社団法人日本パワーリフティング協会

代表者の氏名　古城　資久

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２２条第１項の規定により、提出します。

記

１. 財産目録

２. 役員等名簿

３. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

４. 社員名簿

５. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１２９条第１項（同法第１９９条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

６. キャッシュ・フロー計算書
なし

７. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第２８条第１項第２号に掲げる書類

８. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第３８条第１項第２号及び第３号に掲げる書類

９. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

令和4年度　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

財産目録　　令和5年3月31日現在

（単位:円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
1.現金	手持有高	運転資金として	0
2.銀行預金			1,187,745
普通預金明細			
姫路信用金庫	姫路信用金庫	運転資金として	19,003
本部	三菱UFJ銀行	運転資金として	554,897
楽天銀行	楽天銀行	運転資金として	613,845
3.当座預金			774,540
郵便貯金(当座)			
登録	ゆうちょ銀行	運転資金として	774,540
4.その他流動資産			2,520,000
未収金		スポーツイベント補助金	2,520,000
流動資産合計			4,482,285
2 固定資産			
⑴基本財産			
定期預金	三菱ＵＦＪ・品川駅前	公益目的保有財産	21,839,660
基本財産合計			21,839,660
⑵特定資産			
2023選手権大会開催積立金	ゆうちょ銀行	公益目的保有財産	1,729,222
特定資産計			1,729,222
⑶その他の固定資産			
什器備品	ラック・バックボード等	公益目的事業・管理運営の用に供している。	6,678,968
減価償却累計額			△ 4,826,398
ソフトウェア	シクミネット	管理運営の用に供している。	186,600
その他の固定資産合計			2,039,170
固定資産合計			25,608,052
資産合計			30,090,337
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
前受金		会費前受	50,000
預り金		役員・弁護士源泉税	195,617
流動負債合計			245,617
2 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			245,617
正味財産合計			29,844,720

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤	代表 理事
コジョウ	モトヒサ	古城	資久	非常勤	レ
イサガワ	ヒロユキ	伊差川	浩之	非常勤	
ミウラ	シゲノリ	三浦	重則	非常勤	
タカイ	タカヨシ	髙井	隆義	非常勤	
オオタ	ユウキチ	太田	勇吉	非常勤	
テラカド	ヒロユキ	寺門	浩之	非常勤	
フジヤ	ヨシヒロ	藤谷	良弘	非常勤	
セキモト	マサシ	關本	正志	非常勤	
タナカ	ショウコ	田中	彰子	非常勤	
ハナダ	ヨシユキ	花田	祥之	非常勤	
サネシマ	ヨシナリ	実島	可斉	非常勤	
スギモト	コウジ	杉本	好二	非常勤	
スゴウ	モモコ	菅生	桃子	非常勤	

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤
ツジ	メグム	辻	惠	非常勤
ヤスハラ	トオル	安原	徹	非常勤

役員の報酬等及び費用に関する規程

第１条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第２６条の規定に基づいて、役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものである。

第２条（定義等）

この規程において使用される用語の定義は次のとおりとする。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（交通費、宿泊費を含む）及び通信費等の経費をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

第３条（報酬等の支給）

１　本協会の役員には報酬等は支給しない。

２　前項の規定にかかわらず、役員の中に本協会の外部から選任した役員で、本協会所属の競技者、審判員、その他パワーリフティング関係者でない者（以下「外部役員」という）がいる場合、当該外部役員に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

第４条（報酬の額）

前条第２項の規定による外部役員の年間報酬総額は２，４００，０００円とし、月額は１名５０，０００円とし、当該年間報酬額には、理事会、社員総会等の会議出席に係る報酬及び監査に係る報酬を含むものとする。ただし、旅費は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」に従い、別途支給する。

第５条（報酬の支給日及び支給方法）

１　前条に規定する外部役員の報酬は、毎月２５日に支払うものとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前の営業日に支払うものとする。

２　報酬は、外部役員の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとし、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給するものとする。

第６条（費用）

１　役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、原則的に職務の終了後に、別途定める申請書によって当該費用の請求があり次第、遅滞なく支払うものとする。ただし、やむを得ず前払いを要する場合は、その理由を記した申請書を本協会に事前に提出し、経理部長又は会長が承認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員に支払うことができるものとする。

２　費用の支払いに関する詳細は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」による。

第７条（公表）

この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第８条（協議事項）

この規程の実施に際して、規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議し、協議結果を踏まえて社員総会で決議するものとする。又、この規程の実施・運用にあたって必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第９条（規程の改廃）

この規程の改廃は、社員総会で決議する。

＜附則＞

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この規程は、平成３０年９月１６日に改訂し、同日より施行する。

３　この規程は、平成３０年１１月２３日に改訂し、同日より施行する。

４　この規程は、令和３年６月１１日に改訂し、同日より施行する。

公益社団法人日本パワーリフティング協会正会員名簿　令和５年３月３１日

No.	種別	連盟・協会	役　職	氏　名
1	学識		会長	古城　資久
2	学識		副会長	伊差川浩之
3	関係団体代表者	全日本高校	理事長	藤野　毅
4	関係団体代表者	全日本学生	理事長	佐藤 悠登
5	関係団体代表者	全日本実業団	理事長	杉本　好二
6	都道府県代表者	北海道	理事長	海老澤敏朗
7	都道府県代表者	青森県	会長	太田　勇吉
8	都道府県代表者	岩手県	理事長	村山　幸教
9	都道府県代表者	宮城県	会長	大庭　佳彦
10	都道府県代表者	秋田県	理事長	高橋　誠広
11	都道府県代表者	福島県	理事長	太田　慎也
12	都道府県代表者	茨城県	理事長	寺門　浩之
13	都道府県代表者	栃木県	理事長	荻原 明信
14	都道府県代表者	埼玉県	理事長	布施　勝
15	都道府県代表者	千葉県	副会長	藤谷　良弘
16	都道府県代表者	東京都	理事長	荒川　大介
17	都道府県代表者	神奈川県	理事長	小野　琢司
18	都道府県代表者	新潟県	理事長	相馬　満信
19	都道府県代表者	富山県	理事長	芦崎　高志
20	都道府県代表者	石川県	理事長	林　靖弘
21	都道府県代表者	福井県	理事長	武井　風
22	都道府県代表者	山梨県	理事長	関本　正志
23	都道府県代表者	長野県	理事長	北澤　国彦
24	都道府県代表者	岐阜県	理事長	九野　毅
25	都道府県代表者	静岡県	理事長	福島　政幸
26	都道府県代表者	愛知県	理事長	伊藤　教雄
27	都道府県代表者	三重県	理事長	三橋　信之
28	都道府県代表者	滋賀県	理事長	中出　裕己
29	都道府県代表者	京都府	理事長	三浦　重則
30	都道府県代表者	大阪府	理事長	中田　和夫
31	都道府県代表者	兵庫県	副会長	田中　彰子
32	都道府県代表者	奈良県	理事長	宮本　光一
33	都道府県代表者	和歌山県	理事長	保富　泰人
34	都道府県代表者	島根県	理事長	花田　祥之
35	都道府県代表者	岡山県	理事長	三浦　孝仁
36	都道府県代表者	広島県	理事長	濱本　清司
37	都道府県代表者	山口県	理事長	國弘　竹二
38	都道府県代表者	徳島県	理事長	髙井　隆義
39	都道府県代表者	香川県	理事長	小川　和郎
40	都道府県代表者	愛媛県	理事長	宮内　洋一
41	都道府県代表者	高知県	理事長	神岡　俊輔
42	都道府県代表者	福岡県	理事長	小野寺 京介
43	都道府県代表者	佐賀県	理事長	福井　浄
44	都道府県代表者	長崎県	理事長	藤井　正道
45	都道府県代表者	大分県	会長	津田　貴之
46	都道府県代表者	宮崎県	理事長	村上　英次
47	都道府県代表者	鹿児島県	理事長	実島　可斉
48	都道府県代表者	沖縄県	理事長	糸洌　真一

貸　借　対　照　表

（令和5年3月31日現在）

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　（単位:円）

科 目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,962,285	1,193,276	769,009
未収金	2,520,000	20,000	2,500,000
前払金	0	348,110	△ 348,110
立替金	0	394	△ 394
流動資産合計	4,482,285	1,561,780	2,920,505
2 固定資産			
⑴基本財産			
定期預金	21,839,660	21,839,224	436
基本財産合計	21,839,660	21,839,224	436
⑵特定資産			
競技会備品購入積立金	0	1,370,000	△ 1,370,000
2023選手権大会開催積立金	1,729,222	0	1,729,222
特定資産合計	1,729,222	1,370,000	359,222
⑶その他の固定資産			
什器備品	6,678,968	4,735,772	1,943,196
減価償却累計額	△ 4,826,398	△ 3,409,115	△ 1,417,283
ソフトウェア	186,600	264,000	△ 77,400
その他の固定資産合計	2,039,170	1,590,657	448,513
固定資産合計	25,608,052	24,799,881	808,171
資産合計	30,090,337	26,361,661	3,728,676
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
前受金	50,000	10,000	40,000
預り金	195,617	99,031	96,586
流動負債合計	245,617	109,031	136,586
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	245,617	109,031	136,586
Ⅲ 正味財産の部			
1一般正味財産	29,844,720	26,252,630	3,592,090
（うち基本財産への充当額）	(21,839,660)	(21,839,224)	(436)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(1,370,000)	(△1,370,000)
正味財産合計	29,844,720	26,252,630	3,592,090
負債及び正味財産合計	30,090,337	26,361,661	3,728,676

財務諸表に対する注記

公益社団法人日本パワーリフティング協会　　令和5年 3月31日 現在

１、重要な会計方針
「公益法人会計基準（平成20年4月11日平成21年10月16日改正　内閣府公益認定等委員会）」を採用しています。

（１）固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定率法によっている。
無形固定資産・・・定額法によっている。

（２）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

２、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,839,224	436	0	21,839,660
	基本財産計	21,839,224	436	0	21,839,660
特定財産	競技会備品購入積立金	1,370,000	0	1,370,000	0
	2023選手権大会開催積立金	0	1,729,222		1,729,222
	特定資産計	1,370,000	1,729,222	1,370,000	1,729,222

３、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

（単位：円）

区分	資産の種類	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,839,660	0	21,839,660	0
	基本財産計	21,839,660	0	21,839,660	0
特定財産	2023選手権大会開催積立金	1,729,222		1,729,222	
	特定資産計	1,729,222	0	1,729,222	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高　（単位：円）

科目	取得原価	減価償却累計額	当期末残高
什器　備品	6,678,968	4,826,398	1,852,570
ソフトウェア	387,000	200,400	186,600
合計	7,065,968	5,026,798	2,039,170

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。　（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
JSCくじ助成金	日本スポーツ振興センター	0	754,000	754,000	0	一般正味財産
JSC基金助成金	日本スポーツ振興センター	0	2,336,000	2,336,000	0	一般正味財産
ｺｰﾁ1講習会助成金	公益財団法人日本スポーツ協会	0	400,915	400,915	0	一般正味財産
助成金計		0	3,490,915	3,490,915	0	
補助金						
ｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ開催支援補助金	佐賀県	0	2,500,000	2,500,000	0	一般正味財産
補助金計		0	2,500,000	2,500,000	0	
合計		0	5,990,915	5,990,915	0	

附属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の2．において記載している。

2．引当金の明細

　該当無し。

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人日本パワーリフティング協会　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
（１）経常収益			
基本財産運用益	436	436	0
受取会費	2,500,000	1,950,000	550,000
事業収入	25,313,788	19,668,370	5,645,418
受取寄付金	840,000	29,530	810,470
受取助成金	5,990,915	3,919,000	2,071,915
雑収益	2,149,232	36	2,149,196
経常収益計	36,794,371	25,567,372	11,226,999
（２）経常費用			
事業費			
委託費	2,192,290	2,142,389	49,901
海外派遣費	5,613,220	1,208,316	4,404,904
諸謝金	3,256,000	2,578,506	677,494
印刷製本費	2,903,550	242,917	2,660,633
会議費	556,576	191,620	364,956
旅費交通費	4,593,401	2,702,681	1,890,720
通信運搬費	421,668	266,826	154,842
消耗品費	718,925	1,616,929	△ 898,004
賃借料	56,060	440,945	△ 384,885
減価償却費	1,417,283	852,656	564,627
保険料	69,024	72,537	△ 3,513
諸会費	390,000	816,600	△ 426,600
講習会費	200,200	0	200,200
支払手数料	89,175	100,518	△ 11,343
大会助成金	2,060,000	1,460,000	600,000
雑費	495,549	4,665	490,884
事業費計	25,032,921	14,698,105	9,843,932
【管理費】			
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0
会議費	203,804	1,002	202,802
旅費交通費	411,970	452,125	△ 40,155
通信費	335,069	413,746	△ 78,677
賃借料	531,850	485,309	46,541
水道光熱費	101,581	85,486	16,095
接待交際費	0	96,400	△ 96,400
減価償却費	77,400	41,101	36,299
保険料	8,290	8,290	0
諸会費	685,684	606,544	79,140
消耗品費	91,417	100,883	△ 9,466
委託費	2,672,230	5,451,324	△ 2,779,094
リース料	21,120	21,120	0
租税公課	25,600	57,610	△ 32,010
支払手数料	1,364,077	896,650	467,427
雑費	439,268	341,560	97,708
管理費計	8,169,360	10,259,150	△ 2,089,790
経常費用計	33,202,281	24,957,255	8,245,026
評価損益等調整前当期経常増減	3,592,090	610,117	2,981,973
２　計上外増減の部			0
(1)経常外収益			0
過年度損益修正益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
(２）経常外費用			0
貸倒損失	0	5,924,144	△ 5,924,144
経常外費用計	0	5,924,144	△ 5,924,144
当期経常外増減額	0	△ 5,924,144	5,924,144
当期一般正味財産増減額	3,592,090	△ 5,314,027	8,906,117
一般正味財産期首残高	26,252,630	31,566,657	△ 5,314,027
一般正味財産期末残高	29,844,720	26,252,630	3,592,090
Ⅱ正味財産期末残高	29,844,720	26,252,630	3,592,090

法人コード	A005083
法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（単位:円）

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合計
	公１ **競技普及事業**	共通	小計	収１	共通	小計			
Ⅰ一般正味財産増減の部									
1.経常増減の部									
（１）経常収益									
基本財産運用益	436		436			0	0		436
受取会費	1,250,000		1,250,000			0	1,250,000		2,500,000
正・準会員会費収入	500,000		500,000				500,000		1,000,000
賛助会員会費収入	750,000		750,000				750,000		1,500,000
事業収入	18,394,428		18,394,428			0	6,919,360		25,313,788
講習会収入	200,200		200,200				0		200,200
薬物検査料	642,000		642,000				0		642,000
公認審判員登録収入	3,479,530		3,479,530				0		3,479,530
所属団体登録収入	1,565,000		1,565,000				0		1,565,000
選手登録収入	3,776,140		3,776,140				6,919,360		10,695,500
参加費収入	7,904,558		7,904,558				0		7,904,558
その他事業収入	827,000		827,000				0		827,000
受取寄付金	840,000		840,000			0	0		840,000
受取寄付金	840,000		840,000				0		840,000
受取助成金等	5,990,915		5,990,915			0	0		5,990,915
受取助成金	3,490,915		3,490,915						3,490,915
受取補助金	2,500,000		2,500,000						2,500,000
雑収益	2,149,232		2,149,232			0	0		2,149,232
受取利息	123		123				0		123
雑収益	2,149,109		2,149,109				0		2,149,109
経常収益計	28,625,011	0	28,625,011	0	0	0	8,169,360		36,794,371
（２）経常費用									
【事業費】									
委託費	2,192,290		2,192,290						2,192,290
海外派遣費	5,613,220		5,613,220						5,613,220
諸謝金	3,256,000		3,256,000						3,256,000
印刷製本費	2,903,550		2,903,550						2,903,550
会議費	556,576		556,576						556,576
旅費交通費	4,593,401		4,593,401						4,593,401
通信運搬費	421,668		421,668						421,668
消耗品費	718,925		718,925						718,925
賃借料	56,060		56,060						56,060
減価償却費	1,417,283		1,417,283						1,417,283
保険料	69,024		69,024						69,024
諸会費	390,000		390,000						390,000
講習会費	200,200		200,200						200,200
支払手数料	89,175		89,175						89,175
大会助成金	2,060,000		2,060,000						2,060,000
雑費	495,549		495,549						495,549
【管理費】									
役員報酬							1,200,000		1,200,000
会議費							203,804		203,804
旅費交通費							411,970		411,970
通信費							335,069		335,069
賃借料							531,850		531,850
水道光熱費							101,581		101,581
減価償却費							77,400		77,400
保険料							8,290		8,290
諸会費							685,684		685,684
消耗品費							91,417		91,417
委託費							2,672,230		2,672,230
リース料							21,120		21,120
租税公課							25,600		25,600
支払手数料							1,364,077		1,364,077
雑費							439,268		439,268
経常費用　計	25,032,921		25,032,921				8,169,360		33,202,281
当期経常増減額	3,592,090		3,592,090			0	0		3,592,090
【経常外収益】									0
経常外収益　計	0		0			0	0		0
【経常外費用】									
経常外費用　計	0		0			0	0		0
当期正味財産増減額	3,592,090		3,592,090			0	0		3,592,090
一般正味財産期首残高									26,252,630
一般正味財産期末残高									29,844,720
Ⅱ正味財産期末残高	0		0				0		29,844,720

令和４年度事業報告

＜令和４年４月１日～令和５年３月３１日＞

令和５年５月１１日

JAPAN POWERLIFTING ASSOCIATION

公益社団法人　日本パワーリフティング協会

令和４年度を振り返って

会 長　古城 資久

令和４年度は日本パワーリフティング協会創立 50 周年の年でした。JPA も半世紀の歩みを経て、新しい一歩を踏み出さなければいけません。ウクライナ情勢、コロナ感染症など未だ国内大会、国際大会の開催環境には若干の障害はあります。しかしパワーリフティング競技は徐々に日常を取り戻しつつあり、再び JPA 選手登録人数も増加基調となりました。

近年、JPA は JSPO、内閣府の指導の下、ガバナンスコードの遵守、運営の民主化を進めてまいりました。日本協会においては個人正会員制度の廃止、JPA 理事のブロック推薦枠 11 名、加盟三団体枠 2 名、学術推薦枠 2 名の確立、顧問弁護士、監事に加え、各種委員会の活性化とその民主的運用と徐々に成果を上げてきたと自負しております。

今年度は JPA 関連全組織のガバナンスコードの確立、民主的運営の確立に向けて JPA 各ブロック、各県協会により広く、活発な活動を期待いたします。各県協会、各ブロックが法令、定款、規則を遵守し、会議体を民主的に運用し、選手、審判、役員、その他すべてのステークホルダーに納得性があり、条理に基づいた運営が行われなければ JPA の将来は危ういと考えます。

既に社団法人化を果たした県協会もありますが、この流れが各県協会の流れとなり、社会的に納得性の得られる、ステークホルダーの総意に基づいた組織運営を期待いたします。

今年度には新しい県協会の加盟も準備されており、JPA の悲願である全都道府県協会の PF（地域競技団体）の確立に一歩近づきます。今後は県スポーツ協会未加盟県の県スポ加盟にも必要な行動をとりましょう。JPA は県協会のサポートを行います。

組織運営をより盤石なものとし、選手、審判、役員が更に楽しく活躍できる JPA、競技力の向上、国際大会での好成績が期待できる JPA へと共に前進をいたしましょう。

2026 年には IPF 主催の国際大会、スチューデントカップが日本で開催される予定です。その日を楽しみに、若い選手たちの更なる競技力の向上に期待するとともに、素晴らしい大会が開催できるように JPA、各 PF、加盟三団体の活発な活動を祈念いたします。

令和４年度事業報告

公益事業１－１　全国的競技会の開催事業

１．全国的競技会の開催

１．１全国的競技会の実施（エクイップ・クラシック・層別カテゴリー別競技会）

【エクイップ競技会】　※（　）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和４年５月 ２１日～２２日	第５１回全日本男子パワー大会 第４６回全日本女子パワー大会 第４１回全日本ジュニアパワー大会 第２１回全日本サブジュニアパワー大会 第４０回全日本マスターズパワー大会	兵庫県 明石市	８５名 （７０名）
令和５年２月 １８日～１９日	第３５回全日本ベンチ大会	愛知県 岡崎市	２１７名 （１９７名）

【クラシック競技会】　※（　）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和５年１月 ２８日～２９日	第２４回クラシックベンチ大会 （全カテゴリー）	千葉県 市原市	３４０名 （２５２名）
令和５年３月 １７日～１９日	第２７回クラシックパワー大会 （一般男子・女子） 第２８回クラシックパワー大会 （サブジュニア、ジュニア）	佐賀県 基山町	３１１名 （１７４名）

【層別・カテゴリー別競技会】　※（　）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和４年 ６月２６日	第３１回全日本実業団ベンチ大会	埼玉県 さいたま市	９３名 （８５名）
	第５回全日本教職員ベンチ大会		２１名 （９名）
令和４年 １２月２５日	第４９回全日本学生パワー大会	岡山県 岡山市	６９名 （６５名）
令和４年 ８月１４日	第４０回全日本高等学校パワー大会	埼玉県 さいたま市	１０８名 （１０１名）
令和４年 １０月１６日	第３９回全日本実業団パワー大会	栃木県 芳賀町	４４名 （３５名）
	第３４回全日本教職員パワー大会		１３名 （１４名）
令和４年 ３月２６日	第２０回全日本選抜高校パワー大会	埼玉県 さいたま市	７１名 （６４名）

１．２　国民体育（スポーツ）大会公開競技の実施

第７６回三重県とこわか国体がコロナウイルスの影響により開催見送りとなっていたが、令和４年度は栃木県においてパワーリフティング公開競技を開催することができた。

パワーリフティング公開競技	男 性	女 性	合 計
第７７回いちご一会栃木県国体】 ［開催日：令和４年９月１７日～１９日］	１３４名	１８名	１５２名

１．３　日本スポーツマスターズ２０２２岩手県北上市の開催

※（　）内数字：前年度の岡山県大会参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和４年７月 １６日～１８日	第２７回ジャパンクラシックマスターズパワー大会	岩手県 北上市	１９３名 （１５１名）

１．４　日本グランプリ２０２２兵庫県姫路大会の開催

※今回が初開催大会となる生涯スポーツイベント

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和４年１１月 ５日～６日	第１回日本グランプリ	兵庫県 姫路市	２１９名

１．４　健常者と障がい者の交流大会の開催

第２４回千葉県クラシックベンチ大会で障がいのある１名がレフリーとして活躍した。

主催競技会の運営に関する施策について

【実施結果】

（１）各種競技会の適正な運営と進行

全国的競技会においては、ＩＰＦのルール改正、新グットリフトシステムの導入等の最新情報・ツールの利用を基に、陪審員、審判員、テクニカルコントローラーを対象としたルールクリニックを実施し、ルールの再確認を行うことで審判員を含めた関係者の技術向上を図った。

（２）国際大会へ派遣する選手の選考方法

世界的にもコロナウイルス感染がまん延する中での国際大会への派遣は、参加選手、関係者等を含め慎重な選考となった。本年は９カ国１４９名の派遣となり、競技力及び技術レベル向上に努めた。

（３）選手の感染症、疾病、事故防止に向けた医科学情報の入手と啓発

コロナウイルス感染に関する情報について、ＪＳＰＯ及びＪＯＣ等から多数発信されたが、それらの情報は即時に一斉メールシステムでの配信、ホームページでの掲載等を行い、感染予防対策、競技会開催時の対策等について周知を行った。

組織基盤の確立に関する施策

【実施結果】

（１）各種規程類の見直し

スポーツ庁ガバナンスコードに基づき、引き続きスポーツ法務に精通する顧問弁護士とともに各種規程類の改訂を行った。

① 国際団体役員スタッフ推薦規程
② 国際大会選手団派遣規程
③ 役員・職員倫理規程
④ 国際大会派遣選手選考規程
⑤ 国際大会日本選手団の役員選考基準
⑥ 選手及び所属団体登録規程
⑦ 弔慰見舞金規程
⑧ パワー用器具類認定規程
⑨ ソーシャルネットワークサービス運用ポリシー

（２）ガバナンス講習会の実施

審判員、都道府県役員（代表者、理事、監事、事務局長等）、選手等のＪＰＡ関係者全般を対象として、以下の内容を中心としたガバナンス講習会を実施した。

（開催日：令和４年１２月５日・８日　開催方法：ZOOM オンライン会議）

スポーツ団体におけるガバナンス
ガバナンスコードの意義
適正なガバナンスの確保のために
コンプライアンスの徹底

加盟組織の基盤強化・充実に向けた施策

【実施結果】

・各地方協会とは、機会をとらえ未組織の状況、各県体協加盟等を含めたロビー活動を行ない、令和５度の加盟登録が２団体見込めたことが成果である。
・会員登録システム「シクミネット」改良説明会や、ガバナンス勉強会などを通し、テレビ電話会議を用いてコミュニケーション強化を推進した。

公益事業１－２ 国際的競技会等への選手・役員の派遣事業

【実施結果】

（１） 国際大会への派遣

日付	大会名	開催地	参加人数
5 月 21 日～29 日	世界クラシック＆エクイップベンチプレス選手権大会	カザフスタン	４７名
6 月 6 日～12 日	世界クラシックオープンパワーリフティング選手権大会	南アフリカ	９名
6 月 17 日～21 日	アジアエクイップパワーリフティング選手権大会	インド	１名
7 月 7 日～17 日	IWGA ワールドゲームズ ※Equipped	アメリカ合衆国	３名
7 月 25 日～29 日	FISU パワーリフティングワールドカップ 【大会中止】	ロシア	―
8 月 27 日～9 月 4 日	世界クラシック＆エクイップ サブジュニア・ジュニアパワーリフティング選手権大会	トルコ	２１名
9 月 7 日～11 日	アジアクラシック＆エクイップベンチプレス選手権大会	モンゴル	１４名
9 月 24 日～30 日	アジアパシフィックパワーリフティング＆ベンチプレス選手権大会 【大会延期】	香港特別行政区	―
10 月 9 日～15 日	世界クラシック＆エクイップ マスターズパワーリフティング選手権大会	カナダ	２１名
10 月 31 日～11 月 4 日	FISU パワーリフティングワールドカップ ※Classic ＆ Equipped	トルコ	４名
11 月 14 日～20 日	2022 世界パワーリフティング大会選手権（ 一般 ） ※Equipped	デンマーク	８名

12 月 1 日～7 日	アジアクラシックパワーリフティング選手権大会 ※Classic	ＵＡＥ	２１名

（２）日本選手団の安心・安全な派遣

世界的にもコロナウイルス感染がまん延する中での国際大会への派遣は、参加選手、関係者等を含め慎重な選考となった。

本年は９カ国１４９名の派遣を行い、競技力及び技術レベル向上に努めた。

公益事業１－３　競技指導者養成の推進事業

【実施結果】

（１）「スポーツ指導者」の育成

「公認パワーリフティングコーチ１養成講習会」を開催し、指導者の資質向上と競技力のレベルアップを目指し、体系的な知識・技能の普及に務めた。

開催日：令和５年１月２１日（土）２２（日）

参加者：１３名

主な内容：生理学、ドーピング、救急救命実技と応急処置、実技研修

（２）「生涯健康指導士」の育成

育成講習会については、都合により中止とした。

（３）公認審判員の育成

「３級審判講習会の開催と公認審判員試験」に基づいて、関係者へルールの認知と資格取得者のすそ野を広げると共に、既資格取得者へは上位資格の取得を目指し、全国的競技会にて昇格試験を実施した。

① ３級審判員取得　　８１名（前年４４人）

② ２級審判員から１級審判員へ昇級　　１名（前年１人）

③ ３級審判員から２級審判員へ昇級　　１２名（前年２人）

④ 資格取り消しから２級へ復活　　２名（前年１人）

⑤ 有資格者への新ルール、レベルアップ講習会　３３名（前年３０名）

公益事業１－４　ドーピング根絶に向けたアンチ・ドーピング活動の継続的な実施事業

【実施結果】

（１）ドーピング検査の実施

全日本パワーリフティング選手権大会（兵庫県）、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会（千葉県）、全日本ベンチプレス選手権大会（愛知県）の３競技会において、ＮＦＲｅｐ（エヌエフレップ）を派遣し検査を実施した。

検査結果：ドーピング違反は検出されなかった。

（２）ドーピング防止に関する活動の充実

①　Ｗｅｂオンライン講習会の開催　開催回数：１１回　参加者：９３９名参加

②　対面講習会の開催　開催回数：　７回　参加者：３３６名

オンライン		
４月２３日	オンラインアンチドーピング講習会1	９３名
５月２８日	オンラインアンチドーピング講習会2	１００名
６月２５日	オンラインアンチドーピング講習会3	８７名
７月３０日	オンラインアンチドーピング講習会4	８６名
８月２７日	オンラインアンチドーピング講習会5	８７名
９月２３日	オンラインアンチドーピング講習会6	９０名
１０月２９日	オンラインアンチドーピング講習会7	７６名
１１月２６日	オンラインアンチドーピング講習会8	７１名
１２月２４日	オンラインアンチドーピング講習会9	７８名
１月１８日	オンラインアンチドーピング講習会１０	８７名
２月２５日	オンラインアンチドーピング講習会１１	８４名
対面講習		
５月２０日～２１日	第５１回全日本男子パワー大会、第４６回全日本女子パワー大会第４１回全日本ジュニアパワー大会、第２１回全日本サブジュニアパワー大会、第４０回全日本マスターズパワー大会（兵庫県明石市）	６２名
７月１５～１７日	第２７回ジャパンクラシックマスターズパワー大会（岩手県北上市）	６７名
９月１６日～１８日	いちご一会栃木国体（栃木県芳賀郡芳賀町）	５７名

１１月　４日 ～ ５日	第１回日本グランプリ（兵庫県姫路市）	２０名
１月２７日～ ２８日	第２４回ジャパンクラシックベンチプレス大会 （千葉県市原市）	６７名
２月１７日～ １８日	第３５回全日本ベンチ大会（愛知県岡崎市）	２９名
３月１６日～ １８日	第２７回クラシックパワー大会 （一般男子・女子） 第２８回クラシックパワー大会 （サブジュニア、ジュニア） （佐賀県基山町）	３４名

（３）<u>競技会運営での救援活動</u>

コロナ感染症が減少傾向にあることから「新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン」の大幅な改訂を実施し、各競技会では感染対策の基本を遵守の上、柔軟な運営に務めた。

公益事業１－５　広報活動の充実・情報流通の推進事業

【実施結果】

・世界的にもコロナウイルス感染がまん延する中での国際大会開催の情報については、常々情報検索・入手を行い、関係情報の発信に努めた。

・コロナウイルス感染に関する情報について、スポーツ庁、ＪＳＰＯ及びＪＯＣから多数発信されたが、それらの情報は即時に一斉メールシステムで配信を行い、感染予防対策、競技会開催時の対策、関係者の安全確保等に努めた。

・広報部員を増員し、解説を入れた生配信や優勝者インタビューを取り入れる等、大会のYouTube配信の充実に努めた。

・ホームページの構成変更、情報量増加を図り、ＪＰＡ情報のタイムリーな発信とコンテンツの内容充実に務めた。

令和 4年度事業報告　附属明細書

令和 4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

公益社団法人日本パワーリフティング協会

監　査　報　告

公益社団法人日本パワーリフティング協会
会長　古城　資久　殿

令和５年５月１１日

監　事　辻　憲

監　事　安原　徹

私たち監事は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2.　監査意見

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

【別紙１:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人日本パワーリフティング協会	
設立登記日（注）	平成25年4月1日	
法人の目的	この法人は、我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	兵庫県	赤穂市加里屋98番地16
	（法人の構成員） 第5条 この法人の会員は、次の3種とする。 (1) 正会員 ア 都道府県におけるパワーリフティング競技を統括する団体を代表する者 イ 全国的に組織されたパワーリフティング関係団体を代表する者として理事会及び社員総会の承認を受けた者 ウ この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する学識経験者で理事会及び社員総会の承認を受けた者 (2) 名誉会員 この法人に特に功労があり理事会及び社員総会の承認を受けた個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。 （入会） 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをしなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。	

社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）	をもって会員となるものとする。 （入会金及び会費） 第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。ただし、賛助会員は、入会金を納めることを要せず、名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。 （任意退会） 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 （除名） 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に当該社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に社員総会において弁明の機会を与えなければならない。 （会員資格の喪失） 第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき (3) 総正会員が同意したとき (4) 当該会員が死亡したとき (5) 除名されたとき 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
社員の数（公益社団法人のみ）	48 人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	28,705,339円	26,762,143円
収入＞費用の場合の対応	当該剰余金1,943,196円は当該事業年度で購入した公益目的保有財産1,943,196円で消費した。	

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 ⑪欄の額÷①欄～③欄の合計額）		76.6％
①	公益実施費用額	26,762,143円
②	収益等実施費用額	0円
③	管理運営費用額	8,169,360円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	840,000円	うち個人から	840,000円
		うち法人から	0円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	559円

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	30,090,337円	負債額	245,617円
		正味財産額	29,844,720円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	26,762,143円
遊休財産額	4,236,668円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（⑪欄＋②欄の合計額）		29,717,101円
①	公益目的増減差額	6,024,872円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	23,692,229円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	1,200,000円
（うち、退職手当の額）	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無

注　当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙２ 法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

1. 基本情報

フリガナ		コウエキシャダンホウジンニホンパワーリフティングキョウカイ					
法人の名称		公益社団法人日本パワーリフティング協会					
主たる事務所の住所及び連絡先							
	住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等			補足住所
		678-0239	兵庫県	赤穂市加里屋98番地16			
	代表電話番号	0791-43-2000		内線		FAX番号	0791-43-2020
	代表電子メールアドレス	powerlifting@japan-sports.or.jp					
	ホームページの有無	有					
	ホームページアドレス	http://www.jpa-powerlifting.or.jp/					
代表者の氏名		古城　資久					
事業年度		04 月 01 日～ 3月 31日					
事業の概要		パワーリフティング競技を統括し、パワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発を行い、国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業。					

2. 組織

(1) 社員について

社員の数	48人
（代議員制を採用している場合） 社員（代議員）を選出する会員の数（注1）	人

社員の資格の得喪に関する定款の条項（注2）	第5条、第6条、第8条～10条、第13条

法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて

定款第6条に「この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。」と規定しているが、承認に関する特別な定めはなく、基本的には、この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する個人、法人であれば誰でも入会可能な体制となっている。また、定款第13条で「正会員及び名誉会員の承認」を社員総会の承認事項としている。

社員の議決権に関する定款の条項	第17条

社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0人	13人	13人
監事の数	0人	2人	2人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について（注3）

会員等区分の名称	会員の数
正会員	48人
	人

(5) 職員について

職員の数	2人	うち常勤	2人

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和4年6月12日	事業報告書、決算書類等の承認、名誉会員の承認と就任者へ正会員費返還
社員総会		
理事会	令和4年4月15日	規程変更
理事会	令和4年5月16日	規程改定、選手団承認
理事会	令和4年5月24日	定時社員総会の招集、競技会備品購入積立金の承認、ワールドゲームズ費用取扱、他
理事会	令和4年6月3日	選手団承認
理事会	令和4年6月22日	選手団承認
理事会	令和4年7月6日	競技会備品購入の承認、コーチ1養成講習会の承認、利益相反取引承認、FISU大会について、他
理事会	令和4年8月23日	選手団承認、競技会備品購入の承認、50周年記念式典表彰者選考委員会設置規程の承認
理事会	令和4年9月22日	2026FISU大会受諾の承認、選手団承認、規程改訂、他
理事会	令和4年10月27日	選手団承認、50周年記念式典表彰者の承認、広報委員任命
理事会	令和4年10月28日	ガバナンスコード自己公表、中長期計画の承認
理事会	令和4年11月18日	選手団承認
理事会	令和4年11月22日	賛助会員制度見直しの承認、競技会備品購入の承認、利益相反取引承認、他
理事会	令和5年1月12日	役員選考委員会設置の承認、広報委員任命、技術委員任命、利益相反取引承認、他
理事会	令和5年1月20日	利益相反取引承認
理事会	令和5年2月17日	アーノルドグランプリ大会派遣と選考方法について
理事会	令和5年3月9日	事業計画、収支予算書類、資金調達及び設備投資の見込み書類、理事推薦の承認、他
理事会	令和5年3月24日	2023アジアベンチプレス選手権大会ホスト国立候補の承認、公認器具の承認、標準記録、他

注１　定款において、資格を有する者（会員）の中から社員（代議員）を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注２　定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

注３　定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙３ 法人の事業について】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1. 事業の一覧

(1)公益目的事業

事業番号	事業の内容
公　1	我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業

(2)収益事業等

(1)収益事業

事業番号	事業の内容
収	

(2)その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容
他	

２．個別事業の内容について

（１）公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公　1	我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業	76.6

〔１〕事業の概要について（注１）

当該事業年度（令和４年４月１日～令和５年３月31日）における公益目的事業１「我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業」の実施内容については以下のとおりである。

１　趣旨

当法人は、世界で活躍できる「競技力の向上」と、少子・高齢社会に対応した「生涯スポーツ振興」を両輪とし、パワーリフティング競技の広範な競技層への普及発展と健康増進により、公共の福祉へ貢献する事を目的として当事業を行う。

２　内容　＊詳細については令和４年度事業報告書に記載

２．１　全国的競技会の開催事業

＜事業の概要＞

○全日本パワーリフティング選手権大会等、全国規模の競技会を開催する。

□実施事業・・・・・全日本男子、全日本女子、全日本ベンチプレス選手権等

＜令和４年度の実績＞

○全日本パワーリフティング選手権大会等、全国規模の競技会を開催した。

これらの競技会開催により競技力の向上、競技者の育成に資するとともに、開催地域における競技の普及・振興の促進を図った。特に、感染防止対策については、ＪＰＡの「新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン」を改訂し、入場制限、三密対策等を徹底し、競技会の安全・健康面の配慮を強化し、安定的な運営に努めた。

□実施事業

（エクイップ競技会）

第51回全日本男子パワーリフティング選手権大会

第46回全日本女子パワーリフティング選手権大会

第41回全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会

第21回全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会

第40回全日本マスターズパワーリフティング選手権大会

第 35 回全日本ベンチプレス選手権大会
を開催した。

（クラシック競技会）
第 24 回ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会
第 27 回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会
第 28 回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会
を開催した。

＜事業の概要＞
〇青少年、中高年等生涯スポーツとして高校、大学、社会人等各層別、カテゴリー別に全国的競技会を開催する。
□実施事業・・・・全日本ジュニア、全日本マスターズ、全日本高等学校、全日本学生パワー、全日本実業団パワー等の選手権大会

＜令和 4 年度の実績＞
〇青少年、中高年等生涯スポーツとして高校、大学、社会人等各層別、カテゴリー別に全国的競技会を開催している。これらの全国的競技会の開催により、広範な競技層の普及・啓発を図っている。

（層別・カテゴリー別競技会）
第 31 回全日本実業団ベンチプレス選手権大会
第 5 回全日本教職員ベンチプレス選手権大会
第 49 回全日本学生パワーリフティング選手権大会
第 40 回全日本高等学校パワーリフティング選手権大会
第 39 回全日本実業団パワーリフティング選手権大会
第 34 回全日本教職員パワーリフティング選手権大会
第 20 回全日本選抜高校パワーリフティング選手権大会
を、開催した。

＜事業の概要＞
〇国民体育大会開催に向け、各ブロック、都道府県組織等におけるクラシックパワーリフティング競技会を開催する。
□実施事業・・・・・都道府県及び各ブロックパワーリフティング選手権大会等

＜令和 4 年度の実績＞
〇地方予選会、ブロック選考会の実施に関する支援を行った。
「第 76 回三重県とこわか国体」は、コロナウィルスの影響により開催見送りとなっていたが令和 4 年度は栃木県においてパワーリフティング公開競技を開催することができた。

□実施事業
令和 4 年度「第 77 回いちご一会栃木県国体」（開催日：令和 4 年 9 月 17 日～19 日）におけるパワーリフティング公開競技を実施した。
＜事業の概要＞

〇生涯スポーツ振興の取り組みとして、マスターズ層の総合的競技大会である日本スポーツマスターズの際に記念事業として、ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング大会を開催する。

□実施事業・・・日本スポーツマスターズ記念事業の実施

＜令和４年度の実績＞

□実施事業

第 27 回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手大会（岩手県北上市）の開催

第１回　日本グランプリ 2022 兵庫県姫路大会の開催

第 24 回　千葉県クラシックベンチプレス大会で障がいのあるレフリーが活躍した。

＜事業の概要＞

〇高校生が活躍できるパワーリフティング大会の支援を行う。

□実施事業・・・・全日本高等学校パワーリフティング選手権大会等

＜令和４年度の実績＞

第 40 回全日本高等学校パワーリフティング選手権大会及び第 20 回全日本選抜高校パワーリフティング選手権大会の開催支援を行った。

（競技会の参加料等）

競技会の参加料は、概ね 10,000 円/人　（但し、高校、学生、ジュニア等は 4,000～8,000 円程度）

また、参加人数は、開催日程１日あたり概ね 50 名程度を容量としている。

但し、ベンチプレス競技のみの開催競技会は 100 名程度を容量としている。

〇大会で使用する競技用具の研究、認定及び運用

大会の公正な判定の為、使用する競技用具についての協議をし、良いものを採用していこうという取り組みを行った。

＜事業の対象＞

〇対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティング競技を愛好する選手。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞

〇事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞

〇事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞

〇委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

〇日本スポーツ振興センター、他助成者の公募に適宜応募し、協会運営に供するものとする。

＜令和４年度実績＞

○日本スポーツ振興センター（基金）

第 27 回ジャパンクラシックパワー大会（佐賀県）

第 28 回ジュニア、サブジュニアジャパンクラシックパワーリフティング大会（佐賀県）

２．２　国際的競技会への選手、役員等の派遣事業

＜事業の概要＞

〇選手の競技力向上、審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図るとともに、国際交流事業への積極的参加による、スポーツを通じた国際交流を推進するため、世界パワーリフティング選手権大会、アジアパワーリフティング選手権大会等国際交流事業、競技会への選手・審判員及び役員の派遣をする。

＜事業の対象＞

〇対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手・審判員及び役員。対象領域は、国内外にわたる。

＜事業実施のための財源＞

〇事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞

〇事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞

〇委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

〇なし。

＜令和 4 年度の実績＞

□国際競技会への参加

世界パワーリフティング連盟（ＩＰＦ)、アジアパワーリフティング連盟（ＡＰＦ）の国際大会、アジア連盟とオセアニア連盟が合同で開催する競技会等の海外の競技会へ積極的に参加し、選手、審判員及び役員の派遣を通じて、国際大会開催の運営に協力するとともに、競技力向上、国際審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図った。

また、世界パワーリフティング連盟（ＩＰＦ)、アジアパワーリフティング連盟（ＡＰＦ）の国際大会へ参加することで、スポーツを通じた国際交流を推進し、情報交換を行うことで国際的見識の向上を図った。

＊ＪＰＡ参加の国際大会一覧は、事業報告書別紙【実施結果】のとおり。

２．　３　競技指導者養成の推進事業

＜事業の概要＞

〇スポーツ指導者の育成と活動の促進

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者認定制度の定着、推進と上位資格に向けたカリキュラム、育成体制の整備を図るとともに、日本スポーツ協会の要請を視野に加盟各支部協会等における導者の育成・配置、指導者の積極的な活用推進のため、必要な支援を行う。

□実施事業

・コーチ講習会の開催

〇公認審判員のスキル向上と上位資格取得の促進

　パワーリフティング競技会の運営に必須な公認審判員としては、国内大会の審判員は本会が認定をしており、国際大会の審判員は国際パワーリフティング連盟が認定をしている。その本会公認審判員資格者のスキルアップと国際審判員資格など上位資格取得の促進を図るとともに、競技の普及・啓発の中核的位置付けをなす公認審判員の充実に向けて、全国的競技会に併催した公認審判員研修会を開催する。また、公認審判員の実践での技術の習熟、資質向上を促進するため、ルール改定等に関わる情報の共有、適応を図るべくインターネット等を活用した情報の流通をする。

□実施事業

・審判員資格者のクリニック・・・・全国的競技会と併設しスキルチェック、クリニックを実施。

（補足：審判員資格者のクリニックについて）

他の競技同様、競技の規則は普遍的なものではなく時代に即応し変化する。パワーリフティング競技においても、競技技術や安全等を勘案した器具装具の導入に即し競技規則の制定・改訂があることから、競技規則の水平展開や資格者の資質向上を目的に定期的に「クリニック」と呼称した評価、指導を実施している。

〇「生涯健康指導士」養成及び活用の推進

少子・高齢社会に対応した生涯スポーツ振興の中核をなす「生涯健康指導士」の充実に向け持続的に資格者養成を図るべく講習会を開催する。

□実施事業

・ＪＰＡ認定生涯健康指導士養成講習会開催

＜事業の対象＞

〇対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティング指導者・審判員等。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞

〇事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞

〇事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞

〇委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞

〇なし。

＜令和４年度の実績＞

〇公認スポーツ指導者の育成と活動の促進

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者認定制度の定着、推進と上位資格に向けたカリキュラム、育成体制の整備を図るとともに、国体正式競技実施を視野に加盟各支部協会における公認スポーツ指導者の育成及び増員・配置、公認スポーツ指導者の積極的な活用推進のため、必要な支援を行っている。

〇スポーツ指導者の育成講習会・・・・コロナウィルスの影響により、受講者の安心・安全に配慮して開催見送りとした。

○「生涯健康指導士」養成及び活用の推進

少子・高齢社会に対応した生涯スポーツ振興の中核をなす「生涯健康指導士」の充実に向け持続的に資格者養成を図るべく講習会を企画していたが、講師都合で中止となった。

○公認審判員のスキル向上と上位資格取得の促進

パワーリフティング競技会の運営に必須な公認審判員としては、国内大会の審判員は本会が認定をしており、国際大会の審判員は国際パワーリフティング連盟が認定をしている。その本会公認審判員資格者のスキルアップと国際審判員資格など上位資格取得の促進を図るとともに、競技の普及・啓発の中核的位置付けをなす公認審判員の充実に向けて、全国的競技会に併催した公認審判員講習会・公認審判員試験を開催した。また、公認審判員の実践での技術の習熟、資質向上を促進するため、ルール改定等に関わる情報の共有、適応を図るべくインターネット等を活用した情報の流通、競技会等を通じた実践での技術の習熟・向上を図った。

（以下の通り実施した。）

（１）「スポーツ指導者」の育成

「公認パワーリフティングコーチ１養成講習会」を開催し、指導者の資質向上と競技力のレベルアップを目指し、体系的な知識・技能の普及に務めた。

開催日：令和５年１月２１日（土）２２（日）

参加者：１３名

主な内容：生理学、ドーピング、救急救命実技と応急処置、実技研修

（２）「生涯健康指導士」の育成

育成講習会については、都合により中止とした。

（３）公認審判員の育成

「３級審判講習会の開催と公認審判員試験」に基づいて、関係者へルールの認知と資格取得者のすそ野を広げると共に、既資格取得者へは上位資格の取得を目指し、全国的競技会にて昇格試験を実施した。

・3 級公認審判員講習会（認定試験）の開催： 81 名が資格取得：前年 44 名認定

・2 級から 1 級審判員へ昇級：1 名が資格取得：前年 1 名認定

・3 級から 2 級審判員へ昇級：12 名が資格取得：前年 2 名認定

・資格取り消しから 2 級審判員へ復活：2 名：前年 1 名

・有資格者への新ルール、レベルアップ講習会　33 名：前年 30 名

２　４．ドーピング根絶に向けたアンチドーピング活動の継続的な実施事業

＜事業の概要＞

・ＪＡＤＡ及び日本フェアネス推進機構、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（ＪＳＡＡ）と連携し、選手、指導者、役員等、パワーリフティング競技関係者を対象とした、アンチ・ドーピング研修会、説明会等を開催。

・全国的競技会等におけるドーピング検査を実施。

（全日本男子、全日本女子等の競技会における役員の派遣、検査実施。
・ＩＰＦが指定するトップリフターへの競技会外ドーピング検査の実施。
・ＪＡＤＡが主催するＤＣＯ等養成研修会、認定研修等への派遣、受講による資格者の養成。
・各種研修会、公認審判員講習会等におけるアンチ・ドーピング教育を実施する等アンチ・ドーピング活動の積極的な普及啓発を推進。
・ホームページ等を活用し、禁止薬物情報の最新情報の開示、問い合わせ相談窓口等の開設。

＜事業の対象＞
〇対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手、指導者等。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞
〇事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞
〇事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞
〇委託事業・受託事業はない。

＜令和４年度の実績＞
全国的な競技会等と併催したアンチ・ドーピング研修を開催、指導者養成講習会等競技普及の中核を担う指導者へのアンチ・ドーピング教育、啓発活動を継続実施した。
（１）　ドーピング検査の実施
全日本パワーリフティング選手権大会、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会、全日本ベンチプレス選手権大会において、ＮＦＲep（エヌエフレップ）の派遣を行った。なお、ドーピング違反は認められなかった。
（２）　ドーピング防止に関する活動の充実
ＷＥＢ会議を多用したことで、ドーピング防止の啓発的な講習会等の機会を即時的に実施した。
・WEB オンライン講習会の開催　開催回数：11 回　参加者：939 名
・対面講習会の開催　　開催回数：7 回　参加者：336 名
（３）　競技会運営での救護活動
特に「新型コロナウィルス感染症対策運用ガイドライン」に基づいた運営を徹底し、競技会での事故や急病に備え医師を配置するなど緊急時の体制を備えた。また、過度な減量や筋損傷で救急搬送される例が続いたため、医科学部会より注意喚起を行った。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞
〇独立行政法人日本スポーツ振興センター
＜令和４年度の実績＞
〇独立行政法人日本スポーツ振興センター助成事業
〇内容・・・・スポーツ振興くじ助成事業において、ドーピング検査及びドーピング防止講習会を開催

２　５．　広報活動の充実・情報流通の推進事業
＜事業の概要＞

〇競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発のため、国内外の競技に関する各種情報、地域組織における活動状況、大会記録等を収集整理し、内外に広報宣伝する。
また、アンチ・ドーピング活動の推進、全日本選手権大会等の推進に向け、広報宣伝活動を実施する。

〇公式ホームページ等を活用した各種情報の流通による情報の共有、リアルタイムでの情報公開をする。また、web、mail を活用し、国際委員会から国際競技会の開催案内、派遣選手団の公表。技術委員会からは国際競技規則の改訂案内や公認器具及び装具等に関する変更事項の周知の他、国内外の競技会の結果成績と記録の公表。

□実施事業
・公式ホームページの運営、管理
・公式ホームページによる国内事業及び国際事業に関わる開催要項、競技会結果等の周知。
・選手登録、公認審判員登録、公認指導者等、資格者データベースの開示。
・ＪＰＡに関わる事業、収支、財務、議事録等の情報開示。
・アンチ・ドーピング、禁止薬物等にＷＡＤＡ（world Anti-Doping Agency:世界アンチ・ドーピング機構）及びＪＡＤＡの情報提供。

＜事業の対象＞
〇対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手。対象領域は、日本全国にわたる。

＜事業実施のための財源＞
〇事業実施のための財源は、事業収入（公認大会参加費収入等）による。

＜事業実施のための建物等＞
〇事業実施のための建物等は、所有していない。

＜事業の委託の内容と受託の内容＞
〇委託事業・受託事業はない。

＜補助金等が交付されている場合の交付者等の内容＞
〇なし。

＜令和４年度の実績＞
〇競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発のため、国内外の競技に関する各種情報、地方組織における活動状況、大会記録等を収集整理し、内外に広報宣伝することで、競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発に努めた。また、アンチ・ドーピング活動の推進、全日本選手権大会、地域スポーツ拠点づくり事業、国体公開競技等の重点事業の推進に向け、広報宣伝活動を駆使した支援を実施した。
〇ガバナンスの強化(各種規程類の見直し)と情報公開
〇コンプライアンスに基づく組織運営の推進と情報公開

□実施事業
・世界的にもコロナウイルス感染がまん延する中での国際大会開催の情報については、常々情報検索・入手を行い、関係情報の発信に努めた。

・コロナウイルス感染に関する情報について、スポーツ庁、ＪＳＰＯ及びＪＯＣから多数発信されたが、それらの情報は即時に一斉メールシステムで配信を行い、感染予防対策、競技会開催時の対策、関係者の安全確保等に努めた。
・広報部員を増員し、解説を入れた生配信や優勝者インタビューを取り入れる等、大会の YouTube 配信の充実に努めた。
・ホームページの構成変更、情報量増加を図り、ＪＰＡ情報のタイムリーな発信とコンテンツの内容充実に務めた。

３　複数の事業を公益目的事業１にまとめた理由

当法人の事業は、パワーリフティング競技の普及及び振興を図ることを目的としており、全国的競技会の開催、国際的競技会への選手等の派遣、指導者養成、アンチドーピング活動等を行うことで、選手の競技力向上と健全な生涯スポーツ振興が促進され、それがパワーリフティング競技の広範な競技層の普及発展につながる。よって、全ての事業を一体的に行うことで、広く一般に向けたスポーツの普及発展と健康増進により公共の福祉へ寄与できることから、複数の事業を一つにまとめている。

注１　事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

（1） 公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	公	1

(2) 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第4条第1項第1号、2号、3号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
09	本事業においては、パワーリフティングというスポーツの普及発展を通じ、世界で活躍できる「競技力の向上」に貢献するとともに、少子・高齢社会に対応した「生涯スポーツ振興」による健康度の向上に貢献し、国民の心身の健全な発達に寄与している。 よって、この法人が行う事業は、まさに教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業と考える。

（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。）

（下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	2、3 競技指導者養成の推進事業について該当する。 1.当該講座等は、地域スポーツクラブ等で指導を担当する者、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成するもので、受講者全ての資質向上につながるほか、パワーリフティング競技を実践、指導する者の技術の習熟、向上を図るとともに健康の増進をつうじ公共の福祉に寄与することを主たる目的として位置付け、受講にあたっては、受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者で当法人が定める一定の実務経験あれば、誰でも受講することが可能で、特定の団体や個人のために行う事業ではない。また、このことは、当法人のホームページ等で明らかにしている。 2.当該講座等は、受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者で当法人が定める一定の実務経験があれば、誰でも受講することができる。従って、受益の機会は一般に開かれている。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たっては、当協会が定めた一定の基準を満たした専門家（トップアスリート、学識経験者、専門指導者など）を各受講科目毎に配置し実施し、適切に関与している。 4.本事業は国庫補助事業であり講座等の外部講師が講習等を行った場合、公益財団法人日本体育協会（委託元）が定める報酬基準に基づき適正な支給が義務付けられており、過大であるということは、一切ない。	

(15) 競技会	1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。（例：親睦会のような活動にとどまっていないか） 3.出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	2．1　全国的競技会の開催事業について該当する。 1.当該競技会は、全国規模の競技会開催によりパワーリフティング選手の競技力の向上、競技者の育成に資するとともに、年齢別等のカテゴリー別に全国的競技会を開催することで広範な年齢層への普及・拡大を図っており、地方競技会での選抜や別に定める標準記録を突破することを要件に、誰でも参加することが可能で、特定の団体や個人のために行う事業ではない。このことは、当法人のホームページ等で明らかにしている。 2.当法人が全国規模で開催する競技会は、選手全ての競技力の向上等に資するものであると共に、青少年から中高年まで広範なカテゴリー別に開催することで、生涯スポーツ振興として人々の健康増進も目的としている。従って、公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっている。 3.出場者の選定は、別途定めたルールにより行っており、競技会の運営については公正なルールを定め、ホームページ等で明らかにしている	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2.事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）	2．2　国際的競技会への選手・役員等の派遣事業 2．4　ドーピング根絶に向けたアンチドーピング活動の継続的な実施事業 2．5　広報活動の充実・情報流通の推進 の各事業について該当する。	

	ア　受益の機会の公開（例：受益の機会が、一般に開かれているか） イ　事業の質を確保するための方策（例：専門家が適切に関与しているか） ウ　審査・選考の公正性の確保（例：当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ　その他（例：公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	1.当事業全体を通じて、パワーリフティング競技の普及発展と市民の健康増進と公共福祉への貢献を目的としており、特定の団体や、個人の利益に寄与するものではない。 2ア受益の機会の公開（例：受益の機会が、一般に開かれているか） ・当該事業の対象者は、パワーリフティングを行う者全員が受益の対象者であり、受益の機会は完全に開かれており、誰でもが受益の機会を得ることができる。 イ事業の質を確保するための方策（例：専門家が適切に関与しているか） ・国際的競技会へ派遣する選手については、「国際大会派遣選手選考規程」「国際大会派遣選手選考基準」に則って、その他の事業については適切に専門家が関与している。 ウ審査・選考の公正性の確保（例：当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） ・国際的競技会への選手・役員等の派遣事業については「国際大会派遣選手選考規程」「国際大会派遣選手選考基準」により公正に審査・選考が行われている。 ・「2．4」に関しては、受講者に受講証明書を発行し、当該証明書の提示を全国的競技会の参加条件としている。 ・「2．5」に関しては、審査・選考を要することはない。 エその他（例：公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。 ・当事業の目的は、パワーリフティング競技の普及啓発と一般市民の健康の増進等を目的としている。よって、当事業は特定の企業や個人のために行うものではなく、広く一般市民を対象とした事業であり、特定の業界団体の販売促進、共同宣伝にはなっていない。	

(3)本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
なし	なし	なし

注１　　「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注２　　記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙４ 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

（公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。）

1. 第一段階（公益目的事業の収支相償）

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 区分	事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定（2欄－3欄＋4欄－5欄）
1		2	3	4	5	6
公		円	円	円	円	0円
公		円	円	円	円	0円
計		0円	0円	0円	0円	

第二段階７欄（収入）へ

第二段階７欄（費用）へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由：

計画：

2. 第二段階（公益目的事業会計全体の収支相償判定）

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計（2欄・3欄）		7	28,705,339円	25,032,921円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	円	円	
7欄と8欄の合計（公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。）		9	28,705,339円	25,032,921円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)（当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。）		10	0円	1,729,222円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	円		
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	12	円		収入－費用
合計（9欄～12欄）		13	28,705,339円	26,762,143円	1,943,196円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合（収入－費用欄の数値がプラスの場合）は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱
当該剰余金1,943,196円は当該事業年度で購入した公益目的保有財産1,943,196円で消費した。

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1	26,762,143	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)	2	34,931,503	円
公益目的事業比率（1欄÷2欄）	3	76.6	%

公益実施費用額の計算				
公益目的事業に係る事業費の額（別表B(5)Ⅰ欄より）		4	25,032,921	円
調整額	土地の使用に係る費用額（別表B(5)Ⅱ欄より）	5	0	円
	融資に係る費用額（別表B(5)Ⅲ欄より）	6	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(5)Ⅳ欄より）	7	0	円
	特定費用準備資金積立額（別表B(5)Ⅴ欄より）	8	1,729,222	円
	特定費用準備資金取崩額（別表B(5)Ⅵ欄より）	9	0	円
	引当金の取崩額（別表B(5)Ⅶ欄より）	10	0	円
	財産の譲渡損等（別表B(5)Ⅷ欄より）	11	0	円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	1,729,222	円
公益実施費用額（4欄+12欄）		13	26,762,143	円

収益等実施費用額の計算				
収益事業等に係る事業費の額（別表B(5)Ⅰ欄より）		14	0	円
調整額	土地の使用に係る費用額（別表B(5)Ⅱ欄より）	15	0	円
	融資に係る費用額（別表B(5)Ⅲ欄より）	16	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(5)Ⅳ欄より）	17	0	円
	特定費用準備資金積立額（別表B(5)Ⅴ欄より）	18	0	円
	特定費用準備資金取崩額（別表B(5)Ⅵ欄より）	19	0	円
	引当金の取崩額（別表B(5)Ⅶ欄より）	20	0	円
	財産の譲渡損等（別表B(5)Ⅷ欄より）	21	0	円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0	円
収益等実施費用額（14欄+22欄）		23	0	円

管理運営費用額の計算				
管理費の額（別表B(5)Ⅰ欄より）		24	8,169,360	円
調整額	土地の使用に係る費用額（別表B(5)Ⅱ欄より）	25	0	円
	融資に係る費用額（別表B(5)Ⅲ欄より）	26	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(5)Ⅳ欄より）	27	0	円
	特定費用準備資金積立額（別表B(5)Ⅴ欄より）	28	0	円
	特定費用準備資金取崩額（別表B(5)Ⅵ欄より）	29	0	円
	引当金の取崩額（別表B(5)Ⅶ欄より）	30	0	円
	財産の譲渡損等（別表B(5)Ⅷ欄より）	31	0	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0	円
管理運営費用額（24欄+32欄）		33	8,169,360	円

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その１

（公益法人認定法第 5条第 8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。）　　（単位：円）

Ⅰ　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
経常費用額	25,032,921													25,032,921

Ⅱ　土地の使用に係る費用額（別表B(2)より）

NO.	所在地	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ　融資に係る費用額（別表B(3)より）

NO.	貸付の内容	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅳ　無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(4)より）

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅴ　特定費用準備資金当期積立額（別表C(5)より）

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
1	2023選手権大会開催積立金	1,729,222													1,729,222
合計		1,729,222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,729,222

Ⅵ　特定費用準備資金当期取崩額（別表C(5)より、マイナス額で記載してください）

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅶ　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅷ　財産の譲渡損等の額（認定規則第 15条第 1、3、4項の額をマイナス額で、第 2項の額をプラス額で記載してください。）

NO.	財産の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅸ　合計

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計	26,762,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,762,143
事業比率	76.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.6%

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その２

（公益法人認定法第 5条第 8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。）

（単位 円）

Ⅰ 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
経常費用額											8,169,360	33,202,281	

Ⅱ 土地の使用に係る費用額（別表B(2)より）

NO.	所在地	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅲ 融資に係る費用額（別表B(3)より）

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅳ 無償の役務の提供等に係る費用額（別表B(4)より）

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅴ 特定費用準備資金当期積立額（別表C(5)より）

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													1,729,222	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,729,222	

Ⅵ 特定費用準備資金当期取崩額（別表C(5)より、マイナス額で記載してください）

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅶ 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅷ 財産の譲渡損等の額（認定規則第 15条第 1、3、4項の額をマイナス額で、第 2項の額をプラス額で記載してください。）

NO.	財産の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	備考（規則第 15条のうち該当の項番を記載）
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅸ 合計

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,169,360	34,931,503	
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.4%	100.0%	

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－ 負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部			
流動資産計		1	4,482,285 円
固定資産	控除対象財産（別表C(2)から転記）	2	25,608,052 円
	その他の固定資産（4欄-2欄）	3	0 円
	固定資産計（5欄-1欄）	4	25,608,052 円
資産計		5	30,090,337 円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	245,617 円
控除対象財産に直接対応する負債の額（32欄）	7	円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
引当金勘定の合計額（35欄）	9	円
その他負債の額（11欄-6欄-7欄-8欄-9欄）	10	0 円
負債計（26欄）	11	245,617 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金（27欄）	12	円
指定正味財産の額（33欄）	13	円
一般正味財産の額（15欄-12欄-13欄）	14	29,844,720 円
正味財産計	15	29,844,720 円
負債及び正味財産合計（5欄）（11欄+15欄と同額）	16	30,090,337 円

2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	25,032,921 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額（別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ)）	19	1,729,222 円
計（17欄+18欄+19欄）	20	26,762,143 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額（別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ)）	23	0 円
控除額計（21欄+22欄+23欄）	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産（5欄）	25	30,090,337 円
負債（11欄）	26	245,617 円
一般社団・財団法人法第131条の基金（12欄）	27	0 円

控除対象財産の額（2欄）	28	25,608,052 円
対応負債の額（39欄）	29	0 円
遊休財産額（25欄-26欄-27欄-28欄+29欄）（0以下の場合は0）	30	4,236,668 円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額（2欄）	31	25,608,052 円
控除対象財産に直接対応する負債の額（7欄）	32	0 円
指定正味財産の額（13欄）	33	0 円
31欄-32欄-33欄	34	25,608,052 円
引当金勘定の合計額（9欄）	35	0 円
各資産に直接対応する負債の額（6欄+7欄+8欄）	36	245,617 円
その他負債の額（10欄）（11欄-35欄-36欄と同額）	37	0 円
一般正味財産の額（14欄）（5欄-11欄-12欄-13欄）と同額（0以下の場合は0）	38	29,844,720 円
対応負債の額（32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)）	39	0 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額（2欄又は28欄）	31	円
指定正味財産の額（13欄）	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額（9欄）	35	円
その他負債の額（11欄-35欄）	37	0 円
一般正味財産の額（14欄）（5欄-11欄-12欄-13欄）と同額（0以下の場合は0）	38	0 円
対応負債の額（34欄×37欄/(37欄+38欄)）	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額（20欄-24欄）	40	26,762,143 円
遊休財産額（30欄）	41	4,236,668 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表C(2) 控除対象財産】

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況(概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠特定財産	共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	取得時期	共用割合
1	基本財産 定期預金	三菱東京UFJ銀行品川駅前支店	公	運用益を公益目的事業の財源として使用している。	21,839,224円	21,839,660円		
			1					%
2	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16	公	公益目的事業の用に供している。	1,326,656円	1,852,569円		
		バックボード等	1					%
計(A)					23,165,880円	23,692,229円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況(概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	共用割合
1	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16	管	管理運営の用に供している。	1円	1円	
		ラック					%
2	ソフトウェア	兵庫県赤穂市加里屋98-16	管	管理運営の用に供している。	264,000円	186,600円	
		管理システム					%
計(B)					264,001円	186,601円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		公益目的保有財産	共用財産
				期首	期末		共用割合
1	競技会備品購入積立金	公	競技会開催に供する器具一式を購入し、全国に配備することで、パワーリフティング競技会の持続的開催を行おうとするものである。	1,370,000円	0円	○	
		1					%
計(C)				1,370,000円	0円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号 枝番	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	共用割合
				円	円	
						%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末

1	2023選手権大会開催積立金	公	アジアパワーリフティング連盟の主催するアジアベンチプレス選手権大会を日本に招致し，日本パワーリ	0円	1,729,222円

1	2023選手権大会開催積立金	1	本に招致し、日本バレーボールフティング協会が主管となり、競技会の開催を行うものである。	0円	1,729,222円
計 (D)				0円	1,729,222円

4. 特定費用準備資金(公益以外)（別表C(5)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計 (D)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産（公益のみ。1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計 (E)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産（公益以外。1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計 (E)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金（公益のみ。1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計 (F)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金（公益以外。1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円

計 (K)	0円	0円

控除対象財産の額（A～Fの合計）	期首	期末
	24,799,881 円	25,608,052 円

<参考値>

公益目的の3から6の財産の合計額	期首	期末
	1,370,000 円	1,729,222 円

記載要領　：下表の水色欄(　部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度	自	令和4	年	4	月	1	日	法人コード	A005083
	至	令和5	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

別表C(3)　公益目的保有財産配賦計算表

別表C(2) 控除対象財産 における1. 公益目的保有財産の各事業への配賦方法を確認するものです。
複数の事業に関連する財産については、配賦基準を明記の上、記載してください。

(上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額)　(単位：円)

番号	財産の名称	帳簿価額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
				公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
				競技普及事業													
1	什器備品	1,852,570	使用割合	1,326,656						1,326,656						0	1
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
				1,852,569	0	0	0	0	0	1,852,569	0	0	0	0	0	0	1
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	

No	1

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

【別表C(4) 資産取得資金】

別表C(2) 控除対象財産 における3. 資産取得資金の明細となるほか、別表A(2) 収支相償（収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合）における公益資産取得資金に関する調整の算出に用います。

事業番号	公	1	資産取得資金の名称（貸借対照表科目名）	競技会備品購入積立金
対象となる資産の名称	競技会器具一式			
当該資産の目的	競技会開催に供する器具一式を購入し、全国に配備することで、パワーリフティング競技会の持続的開催を行おうとするものである。			
計画期間（事業年度）	令和 3 年度 ～ 令和 4 年度 （ 2 年間 ）			
資産取得等予定時期	令和4年度			
資産の取得等に必要な額の算定方法	予定見積額：各年1,000,000円 ※前年度の購入実績より算定 取得物品：試技台 1台、重量436kgセット1式、交換シャフト1			
資産全体に占める公益目的事業に使用する割合(%)※1（共用財産の場合のみ）	%	資産全体に占める公益目的事業に使用する割合の説明(共用財産の場合のみ)		
当該事業年度の目的外取崩し（当該事業年度に取崩しを行った場合のみ）				

※1 資産の区分が可能な場合には資産の配賦割合を、物理的な特定が困難で一の資産とした場合には使用割合を記載してください。

1. 控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後 3年間の計画】（経過年度は実測値を記載）

年度		利益の繰入割合 ※2	積立額	取崩額	資産取得資金の額（累計）	積立限度額
	3年度前		円	円	円	円
	前々年度		円	円	0円	円
3	前年度	50%	1,370,000円	円	1,370,000円	2,000,000円
4	当年度	50%	円	1,370,000円	0円	2,000,000円
	次年度		円	円	0円	円
	次々年度		円	円	0円	円
	3年度後		円	円	0円	円

※2 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における公益資産取得資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該資産取得資金が、公益資産取得資金であり、かつ、当年度に収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合のみ記載が必要です。】

【当年度の前 3年間の計画】　当年度までの数値を記入）

※3 収支相償上の積立額及び取崩額は、それぞれの限度額の範囲内で記載してください。

年度		収支相償上の積立限度額	収支相償上の積立額※3	収支相償上の取崩限度額	収支相償上の取崩額※3	収支相償上の資産取得資金の額(累計)
	3年度前	円	円	円	円	円
	前々年度	円	円	円	円	円
	前年度	円	円	円	円	円
	当年度	円	円	円	円	円

収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合は、この数値を、別表Ａ(2)（収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合）の公益資産取得資金に関する調整(12欄）に算入してください。

1. の当年度の取崩額

円

収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合は、この数値を、別表Ａ(2)（収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合）の公益目的保有財産に係る当期収支（13欄）（費用）に算入してください。

No	1

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

別表C(5) 特定費用準備資金

別表C(2) 控除対象財産 における4. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表A(1)及びA(2) 収支相償の計算 における公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額、別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定における特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額及び特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額の算出に用います。

事業番号	公	1	特定費用準備資金の名称（貸借対照表科目名）	2023選手権大会開催積立金
将来の特定の活動の名称			2023アジアベンチプレス選手権大会	
当該活動の内容			アジアパワーリフティング連盟の主催するアジアベンチプレス選手権大会を日本に招致し、日本パワーリフティング協会が主管となり、競技会の開催を行うものである。	
計画期間（事業年度）	令和	4	年度 ～ 令和	5 年度 （ 2 年間 ）
当該活動の実施予定時期	令和5年度			
積立限度額の算定方法	アジアベンチプレス選手権大会開催には、総額34,00千円が見込まれる。そのうち日本パワーリフティング協会が準備すべき自己資金が4,200千円程度あり、積立金は全額費消が見込まれる。			
当該事業年度の目的外取崩し（当該事業年度に取崩しを行った場合のみ）				

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計

【計画全体】（経過年度は実測値を記載）

年度	利益の繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額（累計）	積立限度額
4	50%	1,729,222円	円	1,729,222円	4,200,000円
5		円	1,729,222円	0円	4,200,000円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

【当年度】 （計画全体のうち、当年度分の数字を転記）

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額（累計）	積立限度額
4	1,729,222円	0円	1,729,222円	4,200,000円

2. 公益目的事業全体の収支相償における特定費用準備資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該特定費用準備資金が、公益目的事業に係る資金である場合のみ、記入してください。】

【計画全体】（当年度までの数値を記入(将来の数値は記入不要)）

年度	収支相償上の積立限度額	収支相償上の積立額	収支相償上の取崩限度額	収支相償上の取崩額	収支相償上の特定費用準備資金の額（累計）
4	1,729,222円	1,729,222円	0円	0円	1,729,222円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

※２ 収支相償上の積立額及び取崩額は、それぞれの限度額の範囲内で記載してください。

【当年度】（計画全体のうち、当年度分の数字を転記）

年度	収支相償上の積立限度額	収支相償上の積立額	収支相償上の取崩限度額	収支相償上の取崩額	収支相償上の特定費用準備資金の額（累計）
4	1,729,222円	1,729,222円	0円	0円	1,729,222円

別表Ｄ

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第 4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 注）
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

注　正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表Ｅ

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	安原　徹
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

記載要領　：下表の水色欄(　部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F（1）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当）】

（役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。）

事業年度	自	令和4	年	4	月	1	日	法人コード	A005083
	至	令和5	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

○役員等の報酬

（上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額）単位：円）

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
					公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
					競技普及事業													
1	監事	辻　恵	600,000	従事割合							0						0	1
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
2	監事	安原　徹	600,000	従事割合							0						0	1
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
3		その他の理事、監事は全て無報酬																
	ページ　合　計		1,200,000								0						0	1,200,000

○使用人を兼務する理事の給料手当

（上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額）単位：円）

番号	役職	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		役員等の氏名	給料手当の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
					競技普及事業													
1		兼務理事なし																
	合　　計																	

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

（上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額）単位：円）

給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
		競技普及事業													
なし															

○給料手当計

給料手当計	0

記載要領　：下表の水色欄(　部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加 削除してください。

別表F (2)各事業に関連する費用額の配賦計算表 役員等の報酬 給料手当以外の経費)】

各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自	令和4	年	4	月	1	日	法人コード	A005083
	至	令和5	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

(上段 配賦の根拠数値、中段 配賦割合、下段 配賦額)　単位 :円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
					競技普及事業													
1	委託費	委託費	4,864,520	使用割合	2,192,290						2,192,290						0	2,672,230
					45.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	45.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.9%
					2,192,290	0	0	0	0	0	2,192,290	0	0	0	0	0	0	2,672,230
2	旅費交通費	旅費交通費	5,005,371	使用割合	4,593,401						4,593,401						0	411,970
					91.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%
					4,593,401	0	0	0	0	0	4,593,401	0	0	0	0	0	0	411,970
3	通信運搬費	通信運搬費	756,737	使用割合	421,668						421,668						0	335,069
					55.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.3%
					421,668	0	0	0	0	0	421,668	0	0	0	0	0	0	335,069
4	消耗品費	消耗品費	810,342	使用割合	718,925						718,925						0	91,417
					88.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%
					718,925	0	0	0	0	0	718,925	0	0	0	0	0	0	91,417
5	賃借料	賃借料	587,910	使用割合	56,060						56,060						0	531,850
					9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.5%
					56,060	0	0	0	0	0	56,060	0	0	0	0	0	0	531,850
6	諸会費	諸会費	1,075,684	使用割合	390,000						390,000						0	685,684
					36.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	63.7%
					390,000	0	0	0	0	0	390,000	0	0	0	0	0	0	685,684
7	保険料	保険料	77,314	使用割合	69,024						69,024						0	8,290
					89.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%
					69,024	0	0	0	0	0	69,024	0	0	0	0	0	0	8,290
8	支払手数料	支払手数料	1,453,252	使用割合	89,175						89,175						0	1,364,077
					6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.9%
					89,175	0	0	0	0	0	89,175	0	0	0	0	0	0	1,364,077
9	減価償却費	減価償却費	1,494,683	使用割合	1,417,283						1,417,283						0	77,400
					94.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	94.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%
					1,417,283	0	0	0	0	0	1,417,283	0	0	0	0	0	0	77,400
10	会議費	会議費	760,380	使用割合	556,576						556,576						0	203,804
					73.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.8%
					556,576	0	0	0	0	0	556,576	0	0	0	0	0	0	203,804
	ページ 合 計		16,886,193		10,504,402						10,504,402						0	6,381,791

記載要領　：下表の水色欄(　部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度									法人コード	A005083
	自	令和4	年	4	月	1	日		法人名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会
	至	令和5	年	3	月	31	日			

(上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額)　(単位：円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
					競技普及事業													
11	雑費	雑費	934,817	使用割合	495,549						495,549						0	439,268
					53.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	53.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	47.0%
					495,549	0	0	0	0	0	495,549	0	0	0	0	0	0	439,268
	ページ 合 計		934,817		495,549						495,549						0	439,268

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度				
	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 ＋ 公益目的保有財産 ＝ 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 ＋ 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 － 当該事業年度の公益目的事業費等
－ 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額（2欄＋14欄－20欄）	1	6,024,872 円

□ 時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額（公益認定時の時価）と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	2,959,131 円

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	寄付を受けた財産の額	3	840,000 円
	交付を受けた補助金等	4	5,990,915 円
	公益目的事業に係る対価収入	5	18,394,428 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	1,250,000 円
	公益目的保有財産の運用益等（5欄に参入した額を除く）	8	436 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄－21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	2,149,232 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)		14	28,625,011 円

当該事業年度の公益目的事業費等

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	15	25,032,921 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄－22欄)(マイナスの場合は零)	19	526,349 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄～19欄の合計)		20	25,559,270 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（別表C(2)A）	21	23,692,229 円

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	23,165,880 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄＋21欄)	24	29,717,101 円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類（寄附規定、募集要綱等）を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
寄付金	特に定めはない	840,000円
		円
合計		840,000円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
受取会費	2,500,000円	1,250,000円
	円	円
合計	2,500,000円	1,250,000円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
定期預金	預金利息	436円
		円
合計		436円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途（公益目的事業の内容）	金額
		円
		円
合計		0 円

納　税　証　明　書

（その４　滞納処分を受けたことのない証明用）

見本

住　所（納税地）　　兵庫県赤穂市加里屋９８番地１６

氏　名（名　称）　　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

代　表　者　氏　名　代表理事　古城　資久

自　令和　４年　４月　１日
至　令和　５年　３月３１日　　間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

以　　下　　余　　白

徴管（証明）　第　０００００５５　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　５年　４月１９日　　相生税務署長

財務事務官　　岩崎　佳文

県税

納税証明書（2）

交付番号　第 2308000094 号
1/　1頁

住所
（所在地）　赤穂市　加里屋　９８番地１６

氏名
（名称）　公益社団法人　日本パワーリフティング協会

記

1．令和　２年　４月１９日から証明日の前日までに、兵庫県税およびこれに付随する延滞金等について、滞納処分を受けたことはありません。
以　下　余　白

2．

3．

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5年 4月19日

兵庫県西播磨県民局長
（龍野県税事務所発行）

兵庫県県民局長印

税33074

滞納なし証明書

納税義務者	住　所	赤穂市加里屋９８番地１６
	フリガナ	
	氏　名	公益社団法人　日本パワーリフティング協会

記	備　考
市税に未納の額（納期未到来額を除く）が無い事を証明する。	

赤税収証　第　　6号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　5年　4月17日

兵庫県赤穂市長　　牟禮　正稔

※この証明書はすかし等の不正防止処置を施してあります。
※この証明書は黒の電子公印を使用しています。

この用紙はすかし等の「不正防止」処置をしています
この用紙はすかし等の「不正防止」処置をしています

【参考資料 :監督上の処分等の一覧】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況
	なし	

注　当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導（書面によるものに限る。）を記載してください。
また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

2. 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況
	なし	

注　当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る。）を記載してください。また、当事業年度以前に受けたもので、まだ改善がなされていないものも記載してください。